

# ボイラー取扱実務経験証明書

(特級・一級)ボイラー技士免許申請用

氏名			住所	県	市	区
生年月日	昭和	年		月	日生	郡
現在所持しているボイラー技士免許			(一級(二級)ボイラー技士免許 [免許取得日](昭和・平成) 年 月 日			
取扱経験の内容	取扱ったボイラーの種類					
	用途	型式	伝熱面積	最高使用圧力	ボイラー検査証	
					交付機関名	番号
	暖房専用	貫流・蒸気・温水	m <sup>2</sup>	MPa (kgf/cm <sup>2</sup> )		第 号
上記以外	貫流・蒸気・温水	m <sup>2</sup>	MPa (kgf/cm <sup>2</sup> )		第 号	
ボイラー取扱作業主任者として選任されている場合			昭和 平成	年	月	日 選任
従事した期間	1 ボイラー取扱いの経験	の期間	昭和 平成	年	月	日 から
	2 ボイラー取扱作業主任者			昭和 平成	年	月
該当する番号を で囲むこと。 従事した期間は、現在所有しているボイラー技士免許証の交付日以降の経験について記載すること。 従事した年数は、実際に従事した期間を合計し、記入すること。 暖房専用ボイラーのみを取扱っている場合は、経験年数1年を6ヶ月として取扱うこと。						
上記の記載内容については、相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 事業場所在地 事業場名 事業者職 氏名						
電話 ( ) 印						

## 備考

- 特級ボイラー技士については、一級ボイラー技士免許を受けた後5年以上のボイラー(労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニ(裏面に記載)に掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。)を取り扱った経験又は3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験が必要。
- 一級ボイラー技士については、二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー(労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニ(裏面に記載)に掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。)を取り扱った経験又は1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験が必要。
- 表題の( )内は、該当するものを囲むこと。
- 交付機関には、労働局、労働基準監督署があること。
- 「業者職 氏名」の欄は、記名押印することに代えて、事業者が自筆により署名をすることができること。

労働安全衛生法施行令第20条第5号

- イ 胴の内径が750ミリメートル以下で、かつ、その長さが1300ミリメートル以下の蒸気ボイラー
- ロ 伝熱面積が3平方メートル以下の蒸気ボイラー
- ハ 伝熱面積が14平方メートル以下の温水ボイラー
- ニ 伝熱面積が30平方メートル以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が400ミリメートル以下で、かつ、その内容積が0.45立方メートル以下のものに限る。)